

別 添

産医補償第 41 号  
平成 26 年 7 月 10 日

厚生労働省  
医政局長 原 徳壽 殿

公益財団法人日本医療機能評価機構  
代表理事 理事長 井原 哲夫



産科医療補償制度の一部改定に伴う周知について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当機構の事業運営につきましてご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、産科医療補償制度につきましては、別添のとおり平成 27 年 1 月の改定の内容につき、貴省の社会保障審議会医療保険部会において了承され、当機構においても理事会・評議員会の了承を得て現在鋭意準備を進めているところです。

つきましては、ご多用中恐縮ではございますが、制度の改定の円滑な実施に向け、関係機関に改定内容等につき周知賜りますよう、ご支援ご協力方、宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、ご自愛専一のほどお祈り申し上げます。

敬具



お問合せ先

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度運営部

電話：03-5217-2357

FAX：03-5217-2334

## 平成 27 年 1 月の産科医療補償制度の改定の概要

### 1. 制度改定の背景

産科医療補償制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、平成 21 年 1 月に創設されました。早期に創設するために限られたデータをもとに設計されたことなどから、その後新たに得られたデータなどにもとづく検討を行い、今般、制度を改定することになりました。

### 2. 改定の内容

#### (1) 補償対象となる脳性麻痺の基準について

##### ① 一般審査基準について

在胎週数、出生体重の基準について、以下のとおり改定します。

【現 行】	在胎週数 33 週以上かつ出生体重 2,000g 以上
【改定後】	在胎週数 <u>32</u> 週以上かつ出生体重 <u>1,400g</u> 以上

##### ② 個別審査基準について

分娩中に低酸素状況があったことを示す所定の要件を改定します。

(補足：所定の要件の詳細は次ページ「平成 27 年 1 月の制度改定の新旧対照表」をご参照ください。なお、在胎週数 28 週以上に変更はありません。)

#### (2) 掛金について

1 分娩あたりの掛金の額について、以下のとおり改定します。

【現 行】	1 分娩あたり 30,000 円
【改定後】	1 分娩あたり <u>16,000</u> 円

### 3. 改定の時期

平成 27 年 1 月 1 日以降に出生した児に適用します。

(補足：平成 21 年から 26 年までに出生した児については、補償申請を行う時期が平成 27 年以降であっても現行の基準が適用されます。)

＜参考＞平成 27 年 1 月の制度改定の新旧対照表

<p>改定による 変更点 (下線部が現行 からの変更点)</p>	<p>現行 (平成 21 年から 26 年 12 月 31 日 までに出生した児に適用)</p>	<p>改定後 (平成 27 年 1 月 1 日以降に 出生した児に適用)</p>
<p>一般審査基準 の改定内容</p>	<p align="center">在胎週数 33 週以上かつ 出生体重 2,000 g 以上</p>	<p align="center">在胎週数 32 週以上かつ 出生体重 <u>1,400 g</u> 以上</p>
<p>個別審査基準 の改定内容</p>	<p>在胎週数が 28 週以上であり、かつ、次の (一) 又は (二) に該当すること</p> <p>(一) 低酸素状況が持続して臍帯動脈血中 の代謝性アシドーシス (酸性血症) の所見が認められる場合 (pH 値が 7.1 未満)</p> <p>(二) 胎児心拍数モニターにおいて特に異 常のなかった症例で、通常、前兆と なるような低酸素状況が前置胎盤、 常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、 臍帯脱出等によって起こり、引き続 き、次のイからハまでのいずれかの 胎児心拍数パターンが認められ、か つ、心拍数基線細変動の消失が認め られる場合</p> <p>イ 突発性で持続する徐脈 ロ 子宮収縮の 50% 以上に出現する遅 発一過性徐脈 ハ 子宮収縮の 50% 以上に出現する変 動一過性徐脈</p>	<p>在胎週数が 28 週以上であり、かつ、次の (一) 又は (二) に該当すること</p> <p>(一) 低酸素状況が持続して臍帯動脈血中 の代謝性アシドーシス (酸性血症) の所見が認められる場合 (pH 値が 7.1 未満)</p> <p>(二) 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍 帯脱出、子宮破裂、子癇、胎児母体 間輸血症候群、前置胎盤からの出血、 <u>急激に発症した双胎間輸血症候群等</u> によって起こり、引き続き、<u>次のイ</u> <u>からチまでのいずれかの所見</u>が認め られる場合</p> <p>イ 突発性で持続する徐脈 ロ 子宮収縮の 50% 以上に出現する遅 発一過性徐脈 ハ 子宮収縮の 50% 以上に出現する変 動一過性徐脈 <u>ニ 心拍数基線細変動の消失</u> <u>ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った</u> <u>高度徐脈</u> <u>ヘ サイナソイダルパターン</u> <u>ト アプガースコア 1 分値が 3 点以下</u> <u>チ 生後 1 時間以内の児の血液ガス分</u> <u>析値 (pH 値が 7.0 未満)</u></p>
<p>掛 金</p>	<p align="center">30,000 円/1 分娩 (胎児)</p>	<p align="center"><u>16,000 円</u>/1 分娩 (胎児)</p>